

【3】第2次自殺対策計画

1 計画の概要

(1) 計画の目的

国においては令和4(2022)年10月に新たな「自殺総合対策大綱」を閣議決定し、令和5(2023)年6月に厚生労働省社会・援護局から「『地域自殺対策計画』策定・見直しの手引き」が公表されました。

新たな「自殺総合対策大綱」では、「生きることの包括的な支援として推進」、「関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開」、「対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動」、「実践と啓発を両輪として推進」、「関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進」、「自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮」の6点が基本方針となっています。

本市においては、平成30(2018)年度から令和9(2027)年度を計画期間とする「自殺対策計画」において、自殺を減らすための取組を推進してきましたが、新たな「自殺総合対策大綱」の内容や社会情勢等を踏まえて、新たな「第2次自殺対策計画」を策定します。

(2) 計画の期間及び目標年度

「第2次自殺対策計画」の計画期間は、「第3次健康たけはら21」及び「第3次食育推進行動計画」と同様に令和6(2024)年度から令和17(2035)年度までの12年間とします。

具体的な目標値についての目標年度も、「第3次健康たけはら21」及び「第3次食育推進行動計画」と同様に令和16(2034)年度とします。

(3) 計画の評価

「第2次自殺対策計画」の評価については、「第3次健康たけはら21」及び「第3次食育推進行動計画」と同様に、令和11(2029)年度に中間評価、令和17(2035)年度に最終評価を実施します。

2 竹原市における自殺をとりまく状況

(1) 「地域自殺実態プロフィール 2022」からみた竹原市の特性

① 竹原市の自殺の特徴

本市の平成 29(2017)年から令和3(2021)年の自殺者数の合計は 25 人となっており、性別では男性が14人、女性が11人となっています。

区分別でみると、「男性60歳以上無職同居」及び「女性60歳以上無職同居」がそれぞれ4人、「女性60歳以上無職独居」が3人となっています。

●竹原市の主な自殺者の特徴（平成 29（2017）年から令和 3（2021）年の合計）

自殺者の特性上位5区分※1	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率※2 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路※3
1位:男性 60歳以上 無職同居	4	16.0%	31.2	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:女性 60歳以上 無職同居	4	16.0%	21.1	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:女性 60歳以上 無職独居	3	12.0%	45.2	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性 20~39歳 有職独居	2	8.0%	117.5	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 ②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5位:男性 60歳以上 無職独居	2	8.0%	76.0	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

資料:自殺総合対策センター「地域自殺実態プロフィール 2022」

※1:区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

※2:自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したものを。

※3:「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもので、自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意すること。

② 推奨される重点パッケージについて

推奨される重点パッケージ	<input type="radio"/> 高齢者 <input type="radio"/> 生活困窮者
--------------	--

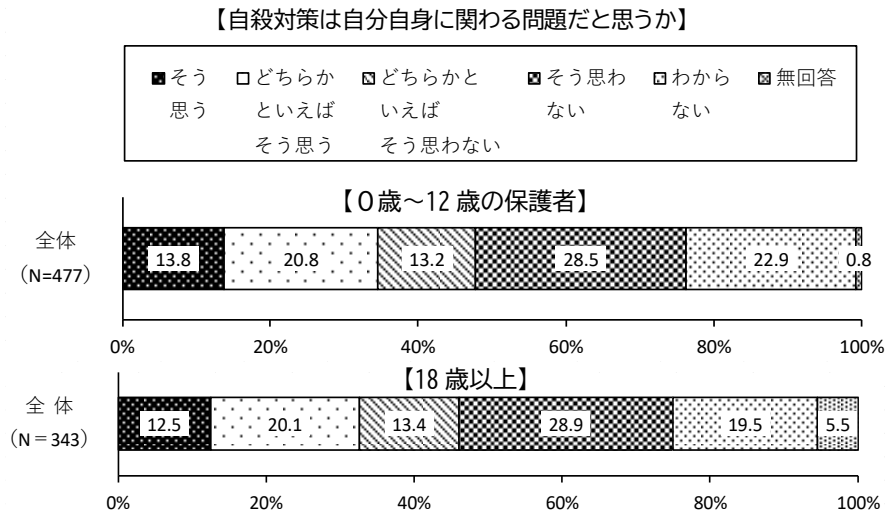
注:「推奨される重点パッケージ」は「地域の自殺の特徴」の上位3区分の自殺者の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に「子ども・若者」、「勤務・経営」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」、「高齢者」の中から選定している。

注:「推奨される重点パッケージ」は過去5年の合計に基づいており、集計年により異なる可能性がある。また、経年的な推移(過去5年の増加傾向等)は考慮していない。

(2) アンケート調査結果

① 自殺対策は自分自身に関わる問題だと思うか

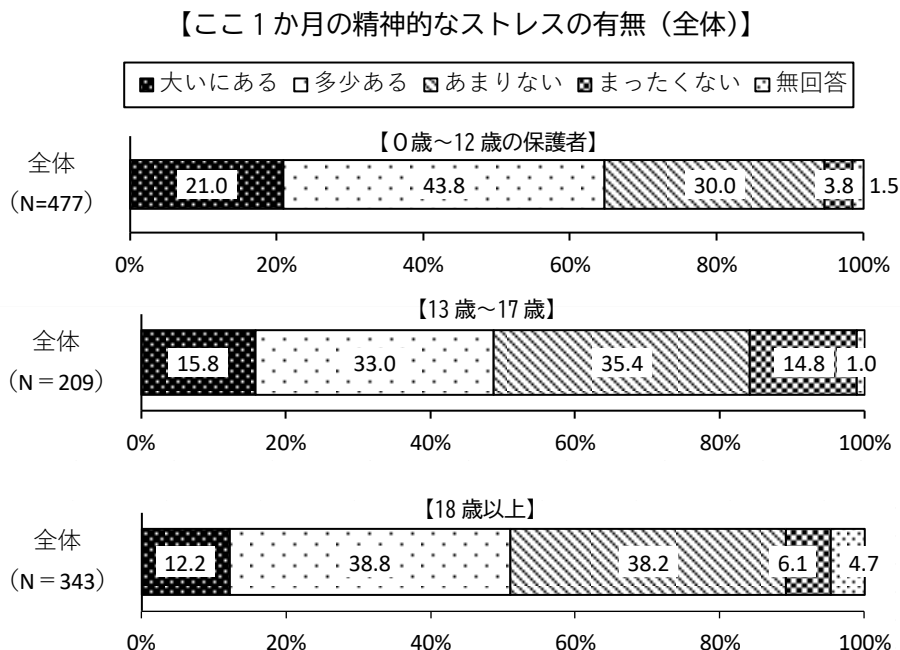
自殺対策は自分自身に関わる問題だと思うかについては、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合計した『そう思う』の割合は、「0歳～12歳の保護者」では34.6%、「18歳以上」では32.6%となっています。一方、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合計した『そう思わない』の割合は、「0歳～12歳の保護者」では41.7%、「18歳以上」では42.3%となっています。



② ここ1か月間の不満、悩み、苦労等の精神的なストレス

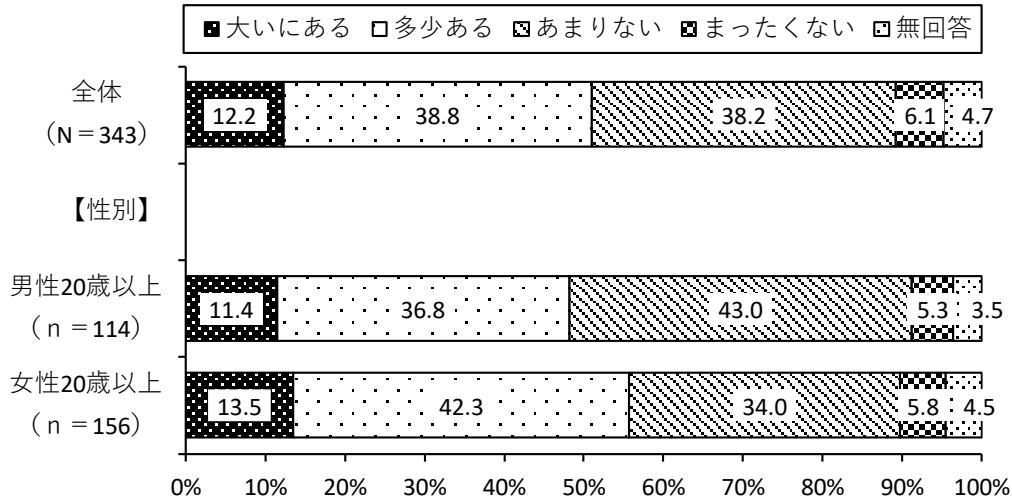
ここ1か月間の不満等の精神的なストレスの有無について、「大いにある」と「多少ある」を合計した『ある』の割合は、「0歳～12歳の保護者」では64.8%、「13歳～17歳」では48.8%、「18歳以上」では51.0%となっています。

一方、「まったくない」と「あまりない」を合計した『ない』の割合は、「0歳～12歳の保護者」では33.8%、「13歳～17歳」では50.2%、「18歳以上」では44.3%となっています。



ここ1か月間の不満等の精神的なストレスの有無について20歳以上の性別では、「大いにある」と「多少ある」を合計した『ある』の割合が、「女性」(55.8%)の方が「男性」(48.2%)に比べて高くなっています。

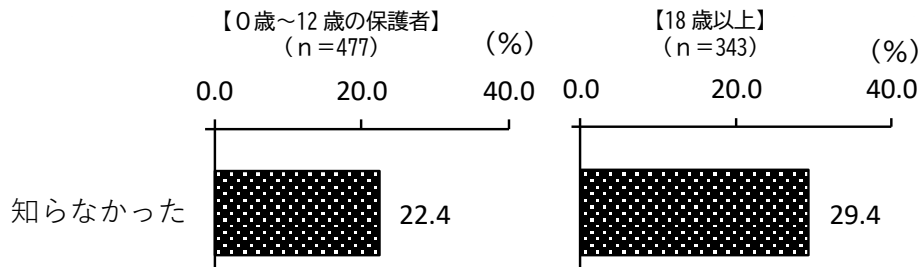
【この1か月間の精神的なストレスの有無(性別)】



③ 悩みを相談できる窓口について

悩みを相談できる窓口について「知らなかった」の割合は、「0歳～12歳の保護者」では22.4%、「18歳以上」では29.4%となっています。

【悩みの相談窓口の認知】



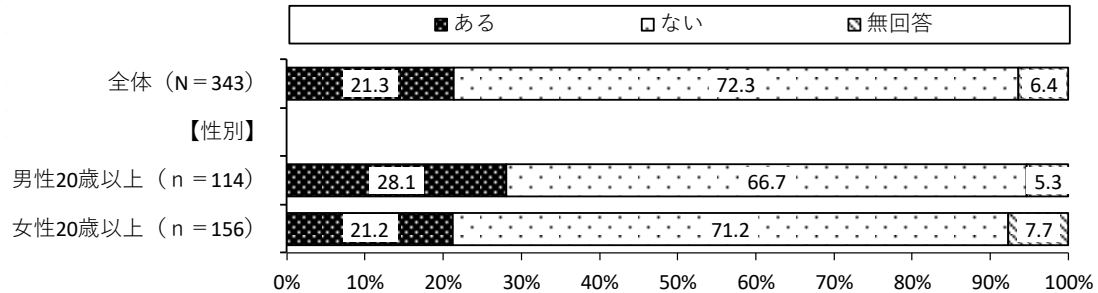
④ 今までに死にたいと思ったこと

「18歳以上」で、今までに死にたいと思ったことはあるかについては、「ある」の割合が21.3%、「ない」が72.3%となっています。

20歳以上の性別では、「男性」が「女性」に比べて「ある」の割合が高くなっています。

【死にたいと思ったことがあるか】

【18歳以上】

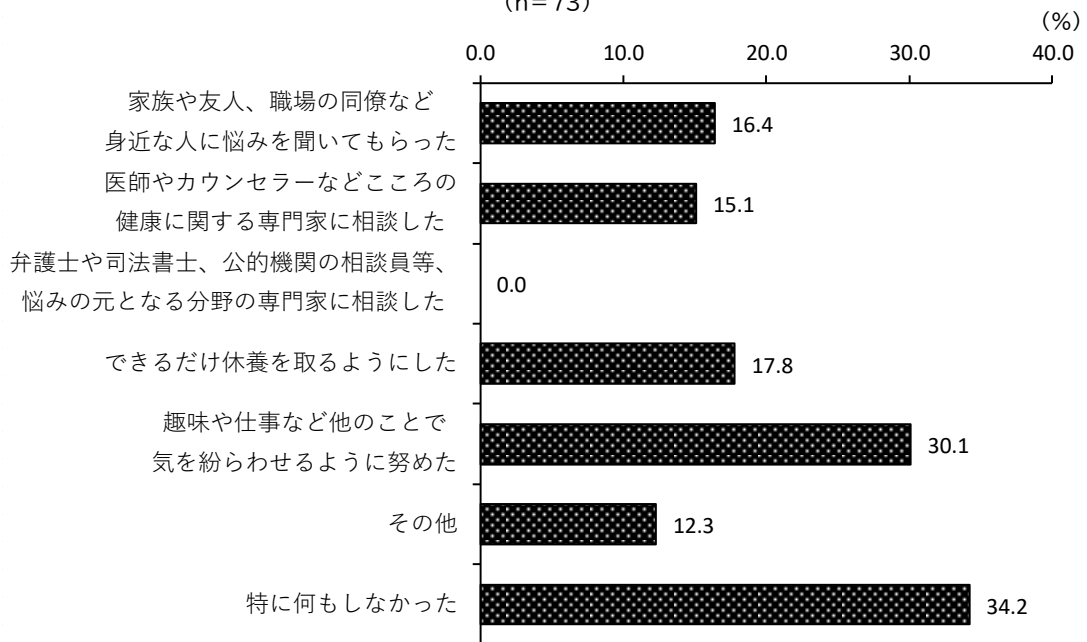


⑤ 死にたいと思ったときの対処

「18歳以上」で、死にたいと思ったときにどうしたかについては、「趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた」の割合が30.1%と最も高くなっており、次いで「できるだけ休養を取るようにした」(17.8%)、「家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった」(16.4%)、「医師やカウンセラーなどこころの健康に関する専門家に相談した」(15.1%)の順となっている。一方、「特に何もしなかった」の割合は34.2%となっています。

【死にたいと思ったときの対処】

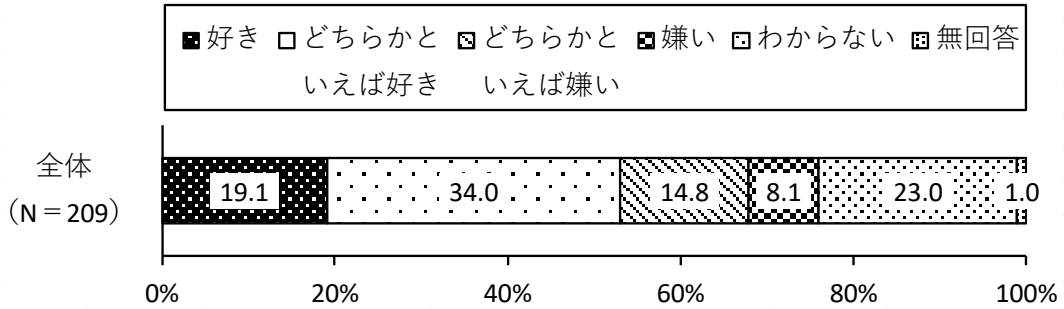
(n=73)



⑥ 自己肯定感について

「13歳～17歳」に対して、自分が好きかについて、「好き」と「どちらかといえば好き」を合計した『好き』の割合が 53.1%となっています。一方、「嫌い」と「どちらかといえば嫌い」を合計した『嫌い』の割合は 22.9%となっています。

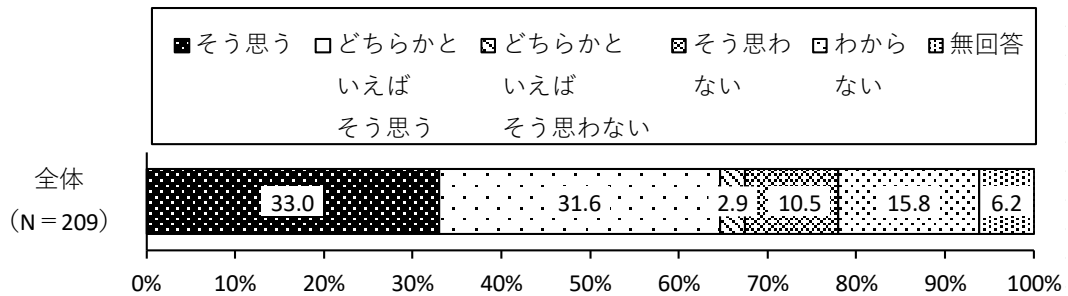
【自己肯定感】



⑦ 自殺予防について学ぶ機会について

「13歳～17歳」に対して、「自殺予防の取組を学ぶ機会があった方がよいと思うか」について、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合が6割以上となっています。

【自殺予防の取組を学ぶ機会があった方がよいと思うか】

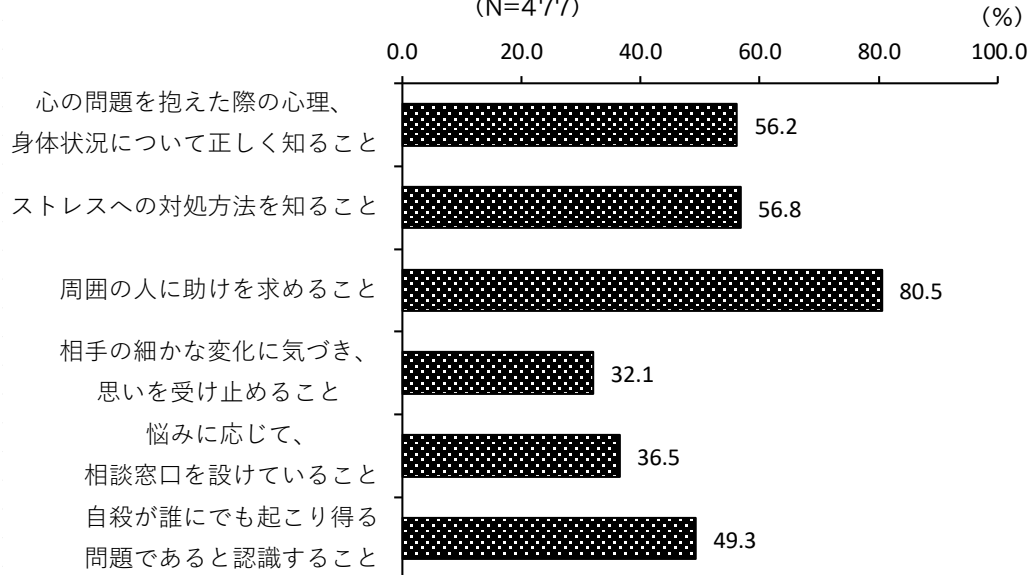


⑧ 小中学生が自殺について学ぶべきこと

「0歳～12歳の保護者」に対して、「小中学生が自殺について学ぶべきこと」について、「周囲の人に助けを求める事」が80.5%と最も高くなっています。

【小中学生が自殺予防について学ぶべきこと】

(N=477)

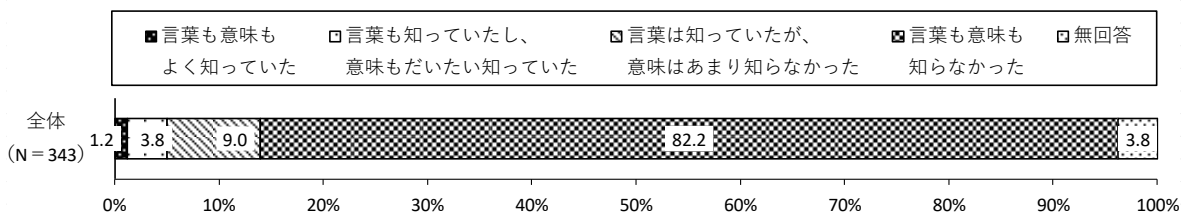


⑨ ゲートキーパー※の認知度

「18歳以上」に対して、「ゲートキーパー」という言葉について、「言葉も意味もよく知っていた」の割合が1.2%、「言葉も知っていたし、意味もだいたい知っていた」の割合が3.8%、「言葉は知っていたが、意味はあまり知らなかった」の割合が9.0%、「言葉も意味も知らなかった」の割合が82.2%となっています。

【「ゲートキーパー」という言葉や意味】

【18歳以上】



※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のこと。特別な研修や資格は必要なく、誰でもゲートキーパーになることができる。

3 前計画の振り返り

(1) 指標の達成状況

【評価について】

前計画の目標として「最終」の値を設定していましたが、今回の見直しでは、令和4(2022)年度又は令和3(2021)年度に設定した「中間」の値に対して「実績」の評価を行いました。

- ◎：「中間」の目標値を達成
- ：「中間」の目標値は達成していないが改善されている
- ×：「現状」から改善されていない

令和4(2022)年度自殺者数の合計人数の実績(平成29(2017)年から令和3(2021)年の合計)は25人となっており、中間(令和4(2022)年度)の目標値を大幅に下回っています。

指標		現状 (平成29年度)	中間 (令和4年度)	実績 (令和4年度)	評価
過去5年間の自殺者数の 合計人数	総数	平成24～28年 37人	平成29～令和3年 37人以下	平成29～令和3年 25人	◎

資料：「自殺統計に基づく自殺者数と自殺死亡率(自殺日、居住地)」(厚生労働省：地域における自殺の基礎資料)

【基本目標1】市民の自殺予防に向けた意識の醸成(住民への啓発と周知)

「産後1か月程度の間保健師・助産師等の指導を受けたことのある人の割合を増やす」については、中間の目標値(令和3(2021)年度)を大幅に上回っています。

一方、「ゲートキーパーを知っている人の割合を増やす」については、平成28(2016)年度の現状を下回っています。

指標	対象	現状 (平成29年度)	中間 (令和3年度)	実績 (令和5年度)	評価
1 産後1か月程度の間保健師・助産師等の指導を受けたことのある人の割合を増やす	産婦	80.4%	82%	91.4% (令和4年度)	◎
定義	4～5か月健康診査の間診票で「産後退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができましたか」という質問に対し、「はい」と回答した人の割合				
2 ゲートキーパーを知っている人の割合を増やす	20歳以上	6.7% (平成29年度)	8% (令和4年度)	4.7%	×
定義	『「ゲートキーパー」という言葉を知っていますか」という質問に対し、言葉も意味もよく知っていた、言葉も知っていたし、意味もだいたい知っていたと回答した人の割合				

【基本目標2】相談窓口の周知徹底と居場所づくり(生きることへの促進要因の支援)

「悩みを相談できる窓口を知らなかった人の割合を減らす」については、中間(令和4(2022)年度)の目標値に達することはできませんでしたが、「ストレスについての相談相手が特にいない人の割合を減らす」については、中間(令和4(2022)年度)の目標値を達成しています。

指標	対象	現状 (平成29年度)	中間 (令和4年度)	実績 (令和5年度)	評価
1 悩みを相談できる窓口を知らなかった人の割合を減らす	20歳以上	26.7%	23%	29.4%	×
定義	「悩みを相談できる窓口で、あなたが知っている窓口はどれですか」という質問に対し、知らなかったと回答した人の割合				
2 ストレスについての相談相手が特にいない人の割合を減らす	20歳以上	22.0%	21%	18.5%	◎
定義	「不満、悩み、苦勞、ストレスについての相談相手は、主に誰ですか」という質問に対し、特にいないと回答した人の割合				

4 アンケート調査及び団体ヒアリング並びに指標の達成状況から見えてくる課題

アンケート調査等からは次のような課題が見えてきます。

本計画は、アンケート調査結果等での課題と、「地域自殺実態プロファイル2022」で示された重点パッケージ（「高齢者」及び「生活困窮者」）を踏まえて策定します。

（1）自殺対策の普及啓発の促進と人材養成

自殺対策は自分自身に関わる問題だと思うかについては、「そう思わない（「どちらかといえどそう思わない」「そう思わない」）」と回答した割合は、「0歳～12歳の保護者」は41.7%、「18歳以上」は42.3%になっています。自殺対策への関心を高めるために、自殺対策に関する情報の周知を図る必要があります。

また、「ゲートキーパーを知っている人の割合を増やす」は目標値を達成しなかったことから、ゲートキーパーの役割の理解の促進と人材を養成し、周囲の人の自殺や自殺未遂の危険性の低下につなげる必要があります。

関係団体ヒアリングでは、自殺対策に関わる人材を養成するとともに、自殺対策の支援者が一人で抱え込まないような支援も大事という意見が出ています。

（2）相談窓口の一層の周知

「18歳以上」では、死にたいと思ったときの対処法として「特に何もしなかった」は34.2%でした。また、悩みを相談できる窓口を「知らない」と回答した割合が29.4%となっており、今後、相談窓口の一層の周知徹底が求められています。

関係団体ヒアリングでは、相談窓口の情報をわかりやすく発信する必要があるとともに、多様化・複雑化する課題への対応や関係機関等の連携が課題とされています。

（3）若い世代の支援の充実

「13歳～17歳」は、64.6%が自殺予防を学ぶ機会が「あった方がよい」と回答しています。一方、「0歳～12歳の保護者」は、小中学生※が自殺予防で学ぶべきことについて、「周囲の人に助けを求めること」の割合が8割を超えています。今後も、児童生徒だけでなく、幼児期から困難やストレスに直面した際に、自ら周囲に相談できるように、継続して取り組む必要があります。

関係団体ヒアリングでは、小学生や中学生において、自己肯定感・自己有用感を高めることが自殺対策として重要であるという意見がありました。

※小学生・中学生には、義務教育学校の児童・生徒も含む。

5 基本的な考え方

(1) 計画のめざす姿

国の新たな「自殺総合対策大綱」の趣旨や、県の「いのち支える広島プラン（第3次広島県自殺対策推進計画）」を踏まえて策定し、全ての市民が自殺に追い込まれないよう、自殺対策を推進していくための「第2次自殺対策計画」のめざす姿は、前計画を踏襲し、

心の SOS に気づき、支える地域づくり

とします。

(2) 基本目標

「第2次自殺対策計画」では、前計画を踏襲し、5つの基本目標を設定します。

基本目標1 市民の自殺予防に向けた意識の醸成(住民への啓発と周知)

基本目標2 相談窓口の周知徹底と居場所づくり

(対象者にあわせた生きることへの促進要因の支援)

基本目標3 人材育成(自殺対策を支える人材の育成)

基本目標4 関係機関の機能強化と連携(地域におけるネットワークの強化)

基本目標5 幼児期からのSOSの出し方に関する教育

(3) 計画の方向性

基本目標	施策・取組
【基本目標1】 市民の自殺予防に向けた意識の醸成 (住民への啓発と周知)	① 市民への普及啓発の推進 ② 心の健康づくりの推進 ③ 適切な医療を受けるための支援
【基本目標2】 相談窓口の周知徹底と居場所づくり (対象者にあわせた生きることへの 促進要因の支援)	① 全ての市民を対象にした相談・支援 ② 子ども・若者への相談・支援 ③ 妊産婦・子育て世代への相談・支援 ④ 高齢者への相談・支援【重点】 ⑤ 女性への相談・支援 ⑥ 生活困窮者への相談・支援【重点】 ⑦ 障害を抱える人への相談・支援 ⑧ 自殺未遂者・遺された人への相談・支援 ⑨ 性的マイノリティへの支援と理解の促進 ⑩ 勤労者のメンタルヘルス対策の推進
【基本目標3】 人材育成 (自殺対策を支える人材の育成)	① 早期対応の役割を果たす人材の育成
【基本目標4】 関係機関の機能強化と連携 (地域におけるネットワークの強化)	① 関係機関とのネットワークづくり
【基本目標5】 幼児期からのSOSの出し方に関する教育	① SOSを早期に把握する体制の充実 ② 教育を通じた自殺予防対策の充実

(4) 計画の数値目標

自殺総合対策大綱では、令和8(2026)年までに自殺死亡率を平成27(2015)年と比べて30%以上減少させるという前大綱の数値目標を継続するとしています。

本市においては、今後人口減少が見込まれ、自殺者数の変動が自殺死亡率の増減に大きく関わることから、前計画と同様に、過去5年間の自殺者数の総数の合計人数以下とすることを目標とします。

指標		現状 (令和4年度)	中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
過去5年間の自殺者数の合計人数	期間	平成29～令和3年	令和4～8年	令和9～13年
	総数	25人	25人以下	25人以下

6 施策の展開

【基本目標1】 市民の自殺予防に向けた意識の醸成（住民への啓発と周知）

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に直面した人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そのため、心情や背景への理解を深めるとともに、困った時には誰かに助けを求めることは適当であるという共通認識を市民が持てるよう周知・啓発を推進します。

① 市民への普及啓発の推進

取組	関係団体等	行政（担当課）
ア 講座等の開催や様々な媒体を活用した啓発を行い、人権意識の高揚を図ります。		地域づくり課
イ 自殺予防週間や自殺対策月間に、広報、ホームページ、ポスター掲示等により啓発活動を行います。 ウ リーフレット配布やアプリ等で自殺対策関連の情報発信を行い、施策の周知と理解を推進します。 エ うつ病等に関する知識の普及啓発を推進します。		健康福祉課

② 心の健康づくりの推進

取組	関係団体等	行政（担当課）
ア 心の健康づくりに関する知識の普及啓発を推進します。	○	健康福祉課
イ 産後うつ等の予防のため妊娠中から、妊婦・家族を含めた心の健康づくりを進めるとともに、相談窓口を周知します。		健康福祉課
ウ ストレスマネジメント教育を充実します。		総務学事課

③ 適切な医療を受けるための支援

取組	関係団体等	行政（担当課）
ア 精神保健に関する相談を受け、関係機関と連携し支援します。		健康福祉課

＜指標＞

指標	対象	現状 (令和5年度)	中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
1 産後1か月程度の間保健師・助産師等の指導を受けたことのある人の割合を増やす	産婦	91.4% (令和4年度)	93%	95%
定義	4～5か月児健康診査の問診票で「産後退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができましたか」という質問に対し、「はい」と回答した人の割合			
2 ゲートキーパーを知っている人の割合を増やす	20歳以上	4.7%	8%	10%
定義	「「ゲートキーパー」という言葉を知っていますか」という質問に対し、言葉も意味もよく知っていた、言葉も知っていたし、意味もだいたい知っていたと回答した人の割合			
3 自殺対策は自分自身に関わる問題だと思う人の割合を増やす	20歳以上	33.0%	38%	43%
定義	「自殺対策は自分に関わる問題だと思いますか」という質問に対し、「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合			

【基本目標2】相談窓口の周知徹底と居場所づくり

(対象者にあわせた生きることへの促進要因の支援)

自殺対策は「生きることの阻害要因(過労・生活困窮・育児や介護疲れ・いじめや孤立等)」を減らし、「生きることの促進要因(自己肯定感・信頼できる人間関係・危機回避能力等)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが必要です。相談窓口は、自殺防止のための重要な位置付けとなるため、多様な相談窓口が身近にあることを積極的に周知するとともに、孤独・孤立を防止するための「居場所づくり」に取り組みます。

本市においては、対象者に合わせた細やかな支援を実現するため、自殺対策と関連の深い様々な分野における取組を幅広く推進します。また、「地域自殺実態プロファイル 2022」において推奨される重点パッケージとして示されている「高齢者」及び「生活困窮者」についての取組の充実を図ります。

① 全ての市民を対象にした相談・支援

取組	関係団体等	行政(担当課)
ア 心の悩み等のある人に対する相談の充実を図ります。 イ パンフレットやホームページ等で相談窓口の周知を継続し、電話・対面による相談活動の充実を図ります。 ウ 地域生活の支援として専門相談及び一般相談において、関係機関・専門職等と連携しながら各種相談に対応します。	○	
エ 広報誌やホームページ、出前講座等を通じ、消費生活相談窓口のPRと相談情報を発信します。		産業振興課
オ 生活上の各種相談や人権課題の解決に向けて、関係機関と連携し支援の充実を図ります。		地域づくり課
カ 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、介護、障害、子ども及び生活困窮等、属性や世代を問わない包括的な支援をするため、庁内外のネットワークを強化し、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、包括的な支援体制の構築を進めます。また、地区社協ごとに地域課題が話し合える協議の場を設置し、属性を超えて交流できる場や居場所の整備を推進します。【新規】 キ 複合的な課題(社会に出ることに不安がある、他人とのコミュニケーションがうまくできないなど)が理由で一般就労への移行が困難な生活に困っている人に対して、生活自立支援、社会自立支援、就労自立支援などの支援を行い、就労に向けての準備を支援します。【新規】		社会福祉課
ク 精神保健に関する相談を受け、関係機関と連携し支援します。(再掲)		健康福祉課

② 子ども・若者への相談・支援

取組	関係団体等	行政(担当課)
ア ジェンダー教育・性教育等を通して、一人ひとりの個性を尊重し、自分も相手も大切にすることを高めるように取り組みます。【新規】	○	
イ 若年層の消費者トラブルの未然防止に取り組みます。【新規】		産業振興課
ウ 教職員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携を図り、教育相談を充実します。 エ スクールカウンセラー等の専門家を中学校(義務教育学校を含む。)に配置(週1回)し、相談活動の充実を図ります。		総務学事課

③ 妊産婦・子育て世代への相談・支援

取組	関係団体等	行政（担当課）
ア 子育て世代の抱えている精神的ストレスや異変に注意し、相談に乗り、関係機関につなぎます。【新規】	○	
イ 家庭における児童養育相談の窓口の周知及び児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応するための広報及び啓発、研修活動を推進します。		社会福祉課
ウ 妊娠から出産、子育てまでの個々のニーズ等に応じた切れ目ない支援を行うため、妊産婦に対する保健指導や各種サービスの提供を行います。 エ 産後うつ等の予防のため妊娠中から、妊婦・家族を含めた心の健康づくりを進めるとともに、相談窓口を周知します。（再掲）		健康福祉課

④ 高齢者への相談・支援【重点】

取組	関係団体等	行政（担当課）
ア 総合相談事業として、高齢者の実態把握や相談業務の充実を図ります。	○	
イ 地域における社会資源の連携を活用したネットワークの形成、消費者被害等の予防、虐待の早期発見、早期対応及び再発防止を図るとともに認知症等により判断能力が不十分な高齢者に対して、権利擁護事業や成年後見制度の適切な支援を推進します。	○	健康福祉課
ウ 認知症の人とその家族が、早期発見対応により、住みなれた地域で生活できるよう支援します。【新規】		健康福祉課

⑤ 女性への相談・支援

取組	関係団体等	行政（担当課）
ア DVをはじめとする困難な問題を抱える女性について、関係機関や関係部署と連携し、適切な支援を実施するとともに、相談窓口の周知を図ります。【新規】		地域づくり課
イ 妊娠から出産、子育てまでの個々のニーズ等に応じた切れ目ない支援を行うため、妊産婦に対する保健指導や各種サービスの提供を行います。（再掲）		健康福祉課

⑥ 生活困窮者への相談・支援【重点】

取組	関係団体等	行政（担当課）
ア 生活に困っている人に対して就労などの自立に向けた相談支援や事業を利用するための支援計画の作成や支援の実行、関係機関との調整を行うことで自立した生活（経済的、社会的自立）を送れるよう支援します。 イ 離職等により住居を失ったまたは失う恐れの高い人に対して家賃相当額を有期で支給し、仕事と住まいを同時に失うリスクを回避し、早期の再就職に向けた条件整備を図ります。 ウ 生活に困っている人に対して、家計に関する相談支援や家計管理に関する指導、生活福祉資金等の貸し付けのあっせん等を行い、自ら家計管理ができるよう支援します。	○	社会福祉課
エ 納税が困難な市民について、生活状況に応じた対応を行うとともに、適切な支援へつなげます。【新規】		税務課

⑦ 障害を抱える人への相談・支援

取組	関係団体等	行政（担当課）
ア 精神的に不安や課題がある人に対して、面接、電話、訪問等により、相談支援を行います。また、必要な情報を提供したり、関係する機関を紹介します。併せて障害のある人の居場所として交流の機会をつくります。	○	
イ 障害に関する相談窓口の周知を図り、相談内容に応じて必要な支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。 ウ 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため支援体制や協力体制の充実を図ります。	○	健康福祉課

⑧ 自殺未遂者・遺された人への相談・支援

取組	関係団体等	行政（担当課）
ア 相談に対応する中で、自殺のリスクを感じたときは、関係機関と連携して支援します。【新規】 イ 自死遺族支援の情報について、ホームページや窓口等で周知します。【新規】		健康福祉課

⑨ 性的マイノリティへの支援と理解の促進

取組	関係団体等	行政（担当課）
ア 性的マイノリティに対する理解を深めるための啓発に努めるとともに、相談窓口に関する情報提供に取り組みます。【新規】		地域づくり課

⑩ 勤労者のメンタルヘルス対策の推進

取組	関係団体等	行政（担当課）
ア 職員のストレスチェックを実施するとともに、高ストレス者への産業医又はカウンセラーによる面接を通して、職員のこころのケアを図ります。【新規】 イ 職場におけるハラスメントの防止対策として、ハラスメントに関する注意喚起を行います。【新規】		総務課

《指標》

指標	対象	現状 (令和5年度)	中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
1 悩みを相談できる窓口を知らなかった人の割合を減らす	20歳以上	29.4%	23%	20%
	65歳以上	28.6%	23%	20%
定義	「悩みを相談できる窓口で、あなたが知っている窓口はどれですか」という質問に対し、知らなかったと回答した人の割合			
2 ストレスについての相談相手が特にいない人の割合を減らす	20歳以上	18.5%	17%	15%
	定義	「不満、悩み、苦勞、ストレスについての相談相手は、主に誰ですか」という質問に対し、特にいないと回答した人の割合		

【基本目標3】 人材育成（自殺対策を支える人材の育成）

自殺の要因となる悩みや生活上の困難は、健康や経済的な問題、職場や家庭での問題など多様化・複雑化しています。

悩みや生活上の困難のために自殺を考えている人が身近にいるかもしれないことを認識するとともに、自殺のサインに早期に気づき、その人に声をかけ、その人の話に耳を傾け、必要に応じて専門家につなぐという対応ができる人材の育成に取り組みます。

① 早期対応の役割を果たす人材の育成

取組	関係団体等	行政（担当課）
ア 自殺対策に係る研修会に参加し、参加後にはスタッフ間で情報共有します。	○	
イ 自殺の危機を示すサインや自殺の危機に気づいたとき、早期対応ができる人材を育成するために研修を行います。 ウ 住民の通いの場を対象にリハビリテーション専門職、保健師等が個別及び集団に対して、お互いが見守り、支えていくという機能が持てるようなつながりづくりを進めます。 エ 精神保健福祉ボランティア活動者を養成するとともに精神保健福祉についての市民の理解を深めるための講座を開催します。	○	健康福祉課
オ 認知症になっても安心して暮らすことができる地域づくりのため、認知症に対する正しい知識や理解を啓発し、認知症の人や家族を支援します。		健康福祉課
カ 研修等を実施し、いじめ問題や保護者も含めた対応について迅速な指導や支援ができるよう、教員の指導力の向上を図ります。		総務学事課

《指標》

指標	対象	現状 (令和5年度)	中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
1 ゲートキーパーを知っている人の割合を増やす(再掲)	20歳以上	4.7%	8%	10%
定義	「「ゲートキーパー」という言葉を知っていますか」という質問に対し、言葉も意味もよく知っていた、言葉も知っていたし、意味もだいたい知っていたと回答した人の割合			

指標	現状 (令和5年度)	中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
2 ゲートキーパー研修を開催する	1回/年	1回以上/年	1回以上/年

【基本目標4】 関係機関の機能強化と連携（地域におけるネットワークの強化）

自殺予防には、精神保健の視点や社会的・経済的な視点を含む包括的な支援が必要であることから、適切な窓口や相談機関等へつなぐことができるよう、行政・関係機関が協働し、地域全体で自殺対策に取り組むネットワークづくりの強化を図ります。

① 関係機関とのネットワークづくり

取組	関係団体等	行政（担当課）
ア 行政担当課との情報交換と交流を行います。（自殺対策事業連絡会） イ 必要に応じて、多様な機関との連携による、ネットワークの充実を図ります。	○	
ウ 本人自身や本人をとりまく環境が生活困窮につながる可能性等について、問題点や改善点を考慮し、継続的に対応します。	○	産業振興課
エ 職場、医療機関などの関係機関との連携により、相談者の状況に応じて適切に対応します。 オ 自殺対策ネットワークを強化するため、自殺対策に取り組む関係機関と行政で情報交換、関係機関の連携及び協力の推進を図ります。		健康福祉課

《指標》

指標	現状 (令和5年度)	中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
1 竹原市自殺対策ネットワーク会議を開催する	2回/年	2回以上/年	2回以上/年

【基本目標5】 幼児期からのSOSの出し方に関する教育

悩みや困ったことがあったら、ひとりで抱え込まず、いつでも SOS を出して、誰かに援助を求めることが適当であるという理解を促進するとともに、こども園・学校や家庭、地域において、子どもの SOS や悩みを受け止める取り組みを推進します。

① SOSを早期に把握する体制の充実

取組	関係団体等	行政（担当課）
ア 地域の中で育ち、自分自身が地域の中の大切な存在であると思えるように、地域との関係づくりに努めます。【新規】 イ 小学1年生※から中学3年生※にSOSミニレターを学校から配るとともに、SOSミニレターの配布と「こどもの人権110番」（電話相談）を周知します。 ※小学生・中学生には、義務教育学校の児童・生徒も含む。	○	
ウ 適応指導教室において、いじめ問題等に対する相談活動の充実を図ります。		総務学事課

② 教育を通じた自殺予防対策の充実

取組	関係団体等	行政（担当課）
ア 人を信頼し、大切にされる経験を重ね、自己肯定感を培うことで、助けてほしいときに、言葉で「助けて」を伝えられる力を育てます。【新規】	○	
イ 児童生徒の感性を高め、教職員と地域が連携し、問題行動の未然防止等を図ります。 ウ キャリアスタートウィーク事務局会等で体験学習の実施方法等の見直しや充実を図り、キャリア教育の取組を実施します。		総務学事課